

■ BM情報ランド広告掲載規約

BM情報ランド推進協議会

平成 15 年 07 月 10 日制定
平成 16 年 01 月 17 日改定
平成 18 年 03 月 24 日改定
平成 22 年 06 月 01 日改定
平成 23 年 05 月 01 日改定

BM情報ランド推進協議会（以下、推進協議会という）は、推進協議会が運営する「BM情報ランド」における広告掲載について、以下のとおり本規約を定めます。

第1条（定義）

本規約においては、次の各号記載の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「BM情報ランド」とは、BM（ビルマネジメントおよびビルメンテナンス）分野の総合情報サイトをいいます
- (2) 「BM情報ランド推進協議会」とは、BM情報ランドの運営母体である組織をいいます（以下、推進協議会という）。このBM情報ランド推進協議会は、別に定める「維持会員」および「賛助会員」により構成され、事務局は（社）全国ビルメンテナンス協会内におきます
- (3) 「メルマガ登録者」とは、BM情報ランドにおいてメールマガジンの登録を行う（企業、組織、団体、個人）をいいます
- (4) 「広告」とは、BM情報ランド内に用意された広告スペースに掲載する広告ファイルあるいは広告ページをいい、広告ファイルとなる「バナー広告」および広告ページとなる「ピックアップ情報」をいいます
- (5) 「広告掲載資格」とは、推進協議会が本規約で定める諸手続を経て、許可・登録の上、BM情報ランド内に用意された広告スペースに掲載する広告ファイルあるいは広告ページを掲載することができる資格をいいます
- (6) 「広告掲載者」とは、広告掲載資格を有する広告ファイルあるいは広告ページの掲載主、また、広告主の委託を受けて、広告の掲載主に代わって広告ファイルあるいは広告ページを掲載する広告掲載資格者をいいます

第2条（規約の範囲および変更）

1. 本規約は、広告の掲載に関し、推進協議会と広告掲載者に適用します。
2. 広告掲載者はBM情報ランドを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとします。
3. 本規約には、推進協議会がBM情報ランド上における掲示またはその他の方法により規定する個別規定、および推進協議会が随時広告掲載者に対して通知する追加規定を含むものとします。本規約と個別規定および追加規定が異なる場合には、個別規定および追加規定が優先するものとします。

4. 推進協議会は、広告掲載者の承諾なく本規約を変更できるものとし、当該変更は、本規約で別途定める場合を除き、推進協議会から広告掲載者に通知した時点で有効となるものとします。

第3条（広告掲載申請）

1. 広告の掲載希望者は、以下に定める手続その他推進協議会が定める手続に従って、広告掲載を申し込みます。

- (1) 本規約を熟読し、その内容を理解し、その内容に拘束されることを承諾したうえで、推進協議会が別途指定する方法により、広告掲載の申込を行います
- (2) 推進協議会が定める決済方法により広告掲載料を支払うための約定を行います
- (3) 名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス等その他広告掲載のために必要な情報を広告掲載申込画面においてすべて推進協議会に届出ます

2. 広告掲載手続は、前項の申請に対する推進協議会の承諾をもって完了するものとします。ただし、推進協議会は、広告の掲載希望者が以下に定める事由の何れかに該当することが判明した場合、広告掲載を認めないことがあります。

- (1) 広告の掲載希望者が実在しない場合
- (2) 広告の掲載希望者が過去に本規約違反等により、広告掲載資格の停止処分中であり、または、過去に本規約違反等で広告掲載資格の抹消が行われている場合
- (3) 申込の際に推進協議会に届け出た事項に虚偽、誤記または記入もれがあった場合
- (4) 広告の掲載希望者が未成年者、準禁治産者、禁治産者の何れかであり、広告掲載の申請に際し法定代理人または補佐人の同意等を得ていない場合
- (5) その他、広告の掲載希望者が第9条に定める広告掲載資格の停止、抹消の事由の何れかに該当する場合
- (6) その他、広告の掲載希望者とするのが不適切であると推進協議会が判断した場合

3. 推進協議会は、掲載を希望する広告内容を確認し、以下に定める事由の何れかに該当することが判明した場合、広告の掲載を認めないことがあります。

- (1) 暴力、賭博、麻薬、売春、買春を肯定する広告
- (2) 猥雑なものなど風紀上問題のある広告
- (3) 誤認混同を与えるおそれのある広告、詐欺的な広告
- (4) 法律、政令、省令、条例その他規則、行政指導などに違反し、または違反するおそれのある広告
- (5) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、営業妨害、商標権の侵害など第三者の権利を侵害し、または侵害するおそれがある広告
- (6) 政治・宗教団体の勧誘のおそれのある広告
- (7) 視聴覚に悪影響を及ぼす危険性のある広告
- (8) 社会通念上、掲載が好ましくないと考えられる広告
- (9) 広告内容が当該サイトの内容と著しく異なる広告
- (10) その他、不適切と推進協議会が認めた広告

4. 広告掲載者は、申請の際に推進協議会に届出た事項に変更のあった場合は、推進協議会あてに遅滞なく届け出るものとします。

第4条（広告掲載資格）

1. 広告の掲載は、広告の掲載希望者が第3条に従って申請を行い、広告掲載料の支払いを含む所定の手続きを経て、広告掲載者として登録された時点をもって広告掲載資格を取得します。
2. 前項にかかわらず、推進協議会が申請を承諾した広告掲載者あるいは広告内容が第3条に定める何れかの事由に該当することが判明した場合、広告掲載資格を取り消すことがあります。

第5条（広告掲載情報の取扱）

1. 広告の掲載希望者が申請の際に推進協議会に届出た事項および広告ファイルあるいは広告ページは、推進協議会のデータベースに登録されます。当該登録情報は推進協議会の所有に帰するものとします。
2. 推進協議会は、登録された情報について、個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号記載の場合、広告掲載者情報として、名称、所在地、勤務先（または自宅）の電話番号を開示することができます。
 - (1) 広告掲載者の同意が得られた場合
 - (2) 推進協議会が従うべき法律に基づき広告掲載者情報等の開示を要求された場合
(裁判所、検察庁、警察などの法的機関による場合のみ)
 - (3) 広告掲載者に対して申請の確認等のために提供する場合

第6条（広告掲載者への通知方法）

1. 推進協議会から広告掲載者に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、広告掲載者が第3条に基づき推進協議会に届出たアドレス宛の電子メール、BM情報ランド上の一般掲示またはその他推進協議会が適当と認める方法により行います。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、推進協議会は、広告掲載者宛に電子メールを発信し、広告掲載者のメールサーバーに到着したことをもって広告掲載者への通知が完了したものとみなします。
3. 広告掲載者は、推進協議会の発信するBM情報ランドの利用に関する電子メールを遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、広告掲載者が電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して確認することをいいます。
4. 第1項の通知がBM情報ランド上の掲示により行われる場合、当該通知がBM情報ランド上に掲示され、広告掲載者がBM情報ランドにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって広告掲載者への通知が完了したものとみなします。

第7条 (広告掲載料)

(1) バナー広告ファイル

掲載場所	場所詳細、大きさ	重さ	形式
トップページ及び 全下層ページ	①メニュー右上 (大) 天地×左右=100×210 ピクセル	2MB 以内	gif 形式 jpeg 形式 swf 形式
	②メニュー右上 天地×左右=50×210 ピクセル		
	③メニュー右下 天地×左右=50×210 ピクセル		
トップページ	④トップページ下 天地×左右=50×210 ピクセル		

(2) バナー広告掲載料

単位 (円)

①右上 (大) H:100px W:210px	月間 (30日) /円	年間/円
賛助会員	30,000	225,000
メルマガ登録者	40,000	300,000
上記以外	50,000	375,000

②右上 H:50px W:210px	月間 (30日) /円	年間/円
賛助会員	10,000	75,000
メルマガ登録者	20,000	150,000
上記以外	30,000	225,000

③右下 H:50px W:210px	月間 (30日) /円	年間/円
賛助会員	4,000	30,000
メルマガ登録者	8,000	70,000
上記以外	10,000	75,000

④トップページ下	月間 (30日) /円	年間/円
賛助会員	4,000	30,000
メルマガ登録者	8,000	70,000
上記以外	10,000	75,000

* 料金は全て消費税別

(3)ピックアップ情報 掲載料

会員区分	掲載料
賛助会員・維持会員	無料
メルマガ登録者	10,000 円
上記以外	20,000 円

*掲載料は、各区分に従い期間単位あたり1回・1ページの有料(消費税別)とする

*データの保存期間は、原則として掲載期間終了後から1年間とする

*1回の掲載について、文字数あるいはファイル容量の上限を定める。

*トップページにおける掲載ロール(広告数)は、月3本を上限とする

2. 広告掲載者は、振込支払における振込手数料および掲載料金にかかわる消費税およびその他賦課される公租公課を負担するものとします。
3. 広告掲載料の支払いに関しては、推進協議会が指定した方法によるものとします。また、掲載料金の支払いは、広告掲載者が希望する掲載月数に応じて行うものとします。
4. 広告掲載料の支払いにおいて、金融機関などとの間で紛争が発生した場合は、当該当事者間で解決するものとし推進協議会には一切責任がないものとします。

(1)推進協議会の指定金融機関口座

銀行名	三井住友銀行 東京公務部
口座名	社団法人全国ビルメンテナンス協会情報ランドロ
口座番号	普通 148609

5. 指定された支払い期日を経過後、1カ月までの間に支払いが行われない場合は、広告掲載資格を取り消すものとします。また、申請時に登録した広告掲載情報を広告掲載者の承諾なしに抹消することができます。
6. 推進協議会は、広告掲載料の改定を行う場合、改訂予定日から3カ月前までに通知することによって、広告掲載料の改定を行うことができます。
7. 広告掲載者が推進協議会に対し支払った利用料金は、理由の如何を問わず返還されないものとします。

第8条(掲載の取消し)

1. 広告掲載者が掲載を取り消す場合には、月末をもって取り消すものとし、取消し希望日の1カ月前までに推進協議会に届出るものとします。
2. 広告掲載者が掲載を取り消す場合には、BM情報ランドの広告掲載に関する一切の権利、特典を失うものとし、また、取消しに伴って推進協議会に対して何らの請求権を取得するものではありません。
3. 広告掲載者が掲載を取り消す場合、推進協議会は、既に広告掲載者から支払われた掲載料金等の払戻義務を一切負いません。
4. 広告掲載者が死亡または解散した場合、その時点で掲載を取消したものとみなします。

第9条（広告掲載資格の停止・抹消）

1. 広告掲載者が以下の事由の何れかに該当する場合、推進協議会は、広告掲載者に何ら事前の通知または催告をすることなく、広告掲載資格を一時停止し、または広告ファイルや広告ページを含めた広告掲載情報を抹消することができます。

- (1) 第3条第2項あるいは第3項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合
- (2) 広告掲載者がBM情報ランド上で掲載する広告ファイルや広告ページを推進協議会の承諾を得ることなく改変した場合
- (3) 広告掲載者が、推進協議会や他の掲載者、または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害した場合、あるいは侵害するおそれが明確になった場合
- (4) 不正の目的をもってBM情報ランドが提供するサービスを利用した場合
- (5) 広告掲載者として有する権利を、第三者に使用させたり、あるいは譲渡、売買、名義変更、質権の設定、その他担保に供するなどの行為を行った場合
- (6) 手段を問わず、BM情報ランドの運営を妨害した場合
- (7) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (8) 広告掲載者について、差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、特別清算、会社更正の申し立てがなされた場合
- (9) その他、広告掲載者として不適格と推進協議会が判断した場合

2. 広告掲載資格を抹消された場合、当該広告掲載者は、推進協議会に対する債務があった場合、直ちに全額を支払うものとします。また、推進協議会は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。

第10条（広告掲載の中断・停止）

1. 推進協議会は、以下の何れかの事由に該当する場合、広告掲載者に事前に通知することなく広告の掲載を中断、または停止することがあります。

- (1) BM情報ランド運営のための装置、システムの保守点検、更新を定期的にはまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、BM情報ランドの運営が困難な場合
- (3) BM情報ランドが加盟するプロバイダーが役務を提供できない場合
- (4) その他、運用上あるいは技術上推進協議会がBM情報ランド運営を中断、もしくは停止が必要であるか、または不測の事態により推進協議会がBM情報ランドの運営が困難と判断した場合

2. 推進協議会は、BM情報ランドの運営の中断、停止等の発生により、広告掲載者または第三者が被ったいかなる不利益、損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第11条（損害賠償）

1. BM情報ランドの運営、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、BM情報ランドの運営を通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他サービスに関連して発生した広告掲載者または第三者の損害について、別途定めがある場合を除き、推進協議会は一切の責任を負わないものとします。

2. 広告掲載者が広告掲載によって第三者に対して損害を与えた場合、広告掲載者は自己の責任と費用をもって解決し、推進協議会に損害を与えることのないものとします。
3. 広告掲載者が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって推進協議会に損害を与えた場合、推進協議会は当該広告掲載者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。

第12条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じた場合、推進協議会事務局の所在地（東京都荒川区）を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上